

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案

規 制 の 名 称 : 消防活動阻害物質の追加

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課危険物保安室

評 価 実 施 時 期 : 令和7年12月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物のうち、「消防法（昭和23年法律第186号）」（以下「法」という。）第9条の3第1項に規定する「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（以下「消防活動阻害物質」という。）に該当する物質については、具体的な物質名を、「危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）」別表第一（一）～（八）、同令別表第二（一）～（十八）又は「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）」で指定しているところである。

消防活動阻害物質は、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴って当該物質が爆発し、あるいは有毒のガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。このため、法第9条の3第1項では、消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとしている。

今般、「毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）」が改正され、「4-[2-(4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4-[2-(4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。）」（以下「フェナザキン」という。）が劇物に追加されたことを踏まえ、調査分析を実施したところ、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する性質を有するものであったため、上記省令において、消防活動阻害物質として新たに指定することとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- フェナザキンを使用する農薬の流通量が今後増加する見込みであり、効率的かつ効果的な消防活動のためには、当該物質について届出を義務づけることで事前にその所在を把握しておく必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- フェナザキンを消防活動阻害物質として新たに指定し、当該物質を危険性が高い相当数量（200キログラム）以上貯蔵し、又は取り扱う者に対して所轄消防長又は消防署長への届出を義務づける。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- 規制の代替案として、当該物質の貯蔵・取扱いについて「禁止」や「許可制」にすることが挙げられる。まず、一律禁止にした場合には、フェナザキンを利用する農薬等の生産活動に支障を来すおそれがある。また、許可制にした場合には、許可する際の基準が必要となるほか、利用者側からの許可申請や消防機関による審査の実施、無許可で取り扱っていた場合の処分の実施など追加的な費用が発生するものと考えられる。そのため、遵守費用及び行政費用を必要最小限に抑えた上で、効果的な消防活動を実現するには、本改正案の「届出制」を採用するのが適当である。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した ■検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- フェナザキンは、調査分析の結果、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する性質を有することが確認されており、消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあること、また、本改正案は既存規制の拡充であることから、非規制手段については検討していない。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- 消防機関がフェナザキンの所在を事前に把握し、平常時の適切な査察指導や火災発生時の消火活動を実施する際の対策を立てることにより、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となる。これにより、火災発生時の従業員や付近住民の生命、身体及び財産に対する損害の抑制並びに火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減という便益が生じる。なお、未然に防止する人的、物的被害等について定量化することは困難である。
- 事後評価の際には、本規制の導入前後の劇物に係る届出施設数の増数（フェナザキンに係る届出施設数と仮定）により検証を行う。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- フェナザキンを貯蔵し、又は取り扱う者が届出を行う場合、所定の様式に必要事項を記入し、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付した上で、所轄消防長又は消防署長に提出するという業務コストが発生するのみであり、遵守費用は限定的であるといえる。

当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、当該届出1件につき担当者1人で資料作成・確認及び査察の受け入れに2時間をするものと仮定し計算すると、発生する費用は

$$3,179 \text{ 円} (\text{※}) \times 2 \text{ 時間} = 6,358 \text{ 円}$$

(※) 3,179 円 ÷ (民間給与実態統計調査 (国税庁、令和 6 年) の平均給与額 (年間、正規)) 5,449 千円 ÷
(労働統計要覧 (厚生労働省、令和 6 年) の年間総労働時間 (実労働時間数) 事業所規模 30 人以上) 1,714
時間

<行政費用>

- ・ 消防機関に届出があった場合、当該届出の受付に係る事務と、定期的な査察活動において届出内容と実態に齟齬が無いか確認をする作業が発生するが、当該作業については、各消防機関が従前から危険物施設全般に対して行ってきた定期的な査察活動等において追加的に実施するものであること、これまでも消防活動阻害物質の届出は行われてきていることから、各消防機関における行政費用は限定的であるといえる。

当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、当該届出 1 件につき消防吏員 1 人で受付事務・査察活動に 1 時間を要するものと仮定し計算すると、発生する費用は

1,991 円 (※) × 1 時間 = 1,991 円と推計される。

(※) 1,991 円 ÷ (地方公務員給与実態調査 (総務省、令和 6 年度) の消防職の給与月額) 308,642 円 ÷ (月間総労働時間 = (勤務日) (28 日 - 8 日) × (1 日あたりの労働時間) 7.75 時間) 155 時間

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

- 意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は収集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体的な理由 :)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ フェナザキンは、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することが確認されたことから、新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 令和 6 年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（令和 6 年 6 月 14 日、10 月 4 日、令和 7 年 2 月 26 日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-156.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。